

○佐賀県地域交通安全活動推進委員及び佐賀県地域交通安全活動推進委員協議会規程

平成3年2月1日

公安委員会規程第3号

改正 平成29年3月17日公安委員会規程第2号

令和5年6月23日公安委員会規程第5号

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29第1項の規定に基づく地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び法第108条の30第1項の規定に基づく地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）については、法及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）並びに佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

本条…一部改正〔平成10.6公委規程3〕

(推進委員の推薦及び委嘱)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、細則第26条に基づき佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推進委員を推薦しようとするときは、被推薦者が法第108条の29第1項に定める要件に該当するか否かについて、次の各号に示すところにより判断しなければならない。

- (1) 「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」とは、人格識見が優れ、行動においても地域住民に信頼があることをいう。
- (2) 「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。」とは、交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。
- (3) 「生活が安定していること。」とは、経済的、社会的、家庭的に見て、その人の生活基盤が安定していることをいう。
- (4) 「健康で活動力を有すること。」とは、心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障をきたすおそれがないことをいう。

2 公安委員会は、推進委員を委嘱するときは、辞令（別記様式第1号）を交付するものとする。

本条…一部改正〔平成10.6公委規程3、令和5.6公委規程5〕

(推進委員の定数)

第3条 細則第25条第2項に基づく活動区域ごとの推進委員の定数は、別表1のとおりとする。

(推進委員の活動区域)

第4条 推進委員は、原則として、細則第25条第1項に定める活動区域内において活動するものとする。

(推進委員の活動内容)

第5条 法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に定める推進委員の活動は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 交通安全教育

適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育

ア 老人クラブの定例会等において、地域の高齢者に対して、身近な交通事故の多発箇所等を示すとともに、歩行中の事故を防止するため、安全にこれらの場所を通行する方法を理解させる交通安全教育を実施する活動

イ 町内会等において、活動区域内の幼児・児童の保護者に対し、子供と一緒に道路を通行する際に注意すべき事項等保護者として果たすべき役割を理解させるための交通安全教育を実施する活動

ウ 警察、交通安全協会等が実施する交通安全教育において、ヒヤリ地図の作成や地域において道路を安全に通行するために留意すべき事項等を指導する活動

エ 警察、佐賀県交通安全活動推進センター等から講師を招き、これらの講師とともに活動区域内の住民に対して交通安全教育を実施する活動

(2) 高齢者等の安全確保の啓発活動

高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進

ア 高齢者や障害者が、歩行者として又は自転車や電動車いす等を利用して道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲る等の配慮についての啓発活動

イ 高齢運転者標識、障害者標識又は聴覚障害者標識を表示する自動車に対する保護や配慮についての啓発活動

ウ 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の一般ドライバーが車両

を駐車しないようにするためのモラル向上についての啓発活動

(3) 駐車問題等の意識の高揚

道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

ア 違法駐車追放キャンペーンを行うなど、駐車問題等に関する住民運動の盛上げを図る活動

イ 通学路の途中にある地域住民の放置車両によって、児童の歩行に危険があることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策等の必要性について理解を深めるための広報啓発をする活動

ウ 駐車場案内パンフレットを活用するなどして、適正な車両の駐りに資するための情報を提供する活動

(4) 自転車等の適正通行の啓発活動

特定小型原動機付自転車又は自転車（以下「自転車等」という。）の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

ア 自転車等の通行ルール及び安全な通行等に関するチラシを配布するなどにより、自転車等の利用者に対して通行ルールの周知を図る活動

イ 自転車等利用者に対するルール遵守の徹底を図るための街頭における指導啓発を実施する活動

(5) 広報啓発活動

地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動

ア 交通事故防止、飲酒運転根絶や暴走族追放を目的とするキャンペーンを行うなど交通問題に関する住民運動の盛上げを図る活動

イ 夜間に道路横断中の死亡事故が多発していることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、交通対策の必要性や反射材の活用について理解を深めるための広報啓発活動

ウ 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供する活動

(6) 協力要請活動

地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動

ア 自治会の活動テーマとして駐車問題等の交通問題を取り上げることなどを働き掛ける活動

イ 各種行事主催者に対し、臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等の自主的な交通対策を講ずるよう働き掛ける活動

ウ 大型ビルの建築等に伴い、関係者に対して自主的な交通安全対策等先行対策を働き掛ける活動

エ 貨物搬入は混雑時間帯を避けること、店頭に駐車場案内板を設けることなど、企業、商店等に対して自主的な交通安全対策を講ずるよう働き掛ける活動

(7) 相談活動

地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動

ア 地域における交通規制、信号機の設置等に関して、住民の相談に応じる活動

イ 迷惑駐車等の問題に関して、電話、応接等を通じて相談に応じる活動

(8) 協力援助活動

地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動

ア 地域の交通安全運動等に協力する活動

イ 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力する活動

(9) 実地調査活動

前各号に掲げる活動を行うために必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動(実地調査に替えて行う遠隔での情報収集による交通状況の確認を含む。)

ア 相談者に適切な助言をするため、必要な調査をする活動

イ 地域の実情に応じた交通安全教育や広報啓発活動をするため、地域の交通上の問題点について調査する活動

本条…全部改正〔平成10.6公委規程3〕、一部改正〔平成20.6公委規程2、21.10公委規程2、令和5.6公委規程5〕

(活動上の留意事項)

第6条 推進委員は、前条に定める活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 交通安全教育は、歩行者や運転者が道路を安全に通行するために必要な事項を網羅的に教育する必要はなく、地域の実情に応じて、住民が安全に道路を通行するために知っておく必要のある事項を選択的に取り上げて実施しなければならない。

- (2) 駐車問題等の意識の高揚に当たっては、地域住民の駐車問題等に関する意識を高めるように行わなければならない。
- (3) 広報啓発活動は、形式的な活動に流れることなく、地域の交通状況に応じた事項を取り上げて行わなければならない。
- (4) 相談活動に当たっては、関係地域における交通の安全と円滑に関係する場合には、関係地域以外の地域の住民からの相談にも応じて差し支えない。
また、相談に関して知り得た他人の秘密については、漏らさないようにしなければならない。
- (5) 実地調査活動は、特別の権限は与えられていないので、他人の敷地に立ち入るような場合は、その所有者、管理者等の承諾を得なければならない。

本条…全部改正〔平成10.6公委規程3〕、一部改正〔平成20.6公委規程2〕

(推進委員の遵守事項)

第7条 推進委員は、その活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対して行う交通安全教育は、交通安全教育指針に従って行うこと。
- (2) 関係地域の住民の意見と要望を十分に尊重するよう努めること。
- (3) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。
- (4) 政党又は政治目的のためにその地位を利用しないこと。

本条…全部改正〔平成10.6公委規程3〕

(身分証明書の貸与)

第8条 推進委員に対しては、規則第6条第2項に定める身分証明書及び規則第7条に定める標章のほか、身分証明書を納める地域交通安全活動推進委員手帳（別記様式第2号）、腕章（別記様式第3号）及び帽子（別記様式第4号）（以下「身分証明書等」という。）を貸与するものとする。

2 推進委員は、規則及びこの規定に定めるところにより活動を行うときは、身分証明書等を必ず携帯及び着用するものとする。

(身分証明書等の返納等)

第9条 推進委員は、前条の身分証明書等を亡失、若しくは盗まれたときは、速やかに署長を経て、公安委員会に再交付を申し出るものとする。

2 身分証明書等は、推進委員が死亡し、又は解嘱されたとき、若しくは前項の規定により再交付を受けた後にこれを回復したときは、当該推進委員又はその家族は、署長を経て、

公安委員会に返納しなければならない。

(推進委員の講習)

第10条 公安委員会は、推進委員を委嘱したときは当該推進委員に対し、その活動を開始するまでの間に、その職務遂行上必要な知識及び技術を修得させるため、別表2の講習の実施基準に基づく講習を行うものとする。

(推進委員の指導)

第11条 公安委員会は、規則第9条に基づいて推進委員の職務に関して指導するときは、全推進委員を対象とした一般的な指導のほか、個別に推進委員を指導するものとする。

2 推進委員に対する指導は、推進委員の活動内容に関する事項のほか、第7条に規定する事項等について行うものとする。

(推進委員の解嘱等)

第12条 公安委員会は、推進委員を解嘱しようとするときは、解嘱しようとする理由並びに弁明を聴くための期日及び場所を記載した通知書(別記様式第5号)により、期日の2週間前までに当該推進委員に通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該推進委員の所在が明らかでないとき、又は通知したにもかかわらず正当な理由がなく期日に出席しないときは、この限りでない。

2 公安委員会は、推進委員を解嘱したときは、辞令(別記様式第6号)を交付するものとする。ただし、当該解嘱されたものの所在が不明のため辞令を交付できないときは、この限りでない。また、辞職を承認する場合も同様とする。

(協議会の役員)

第13条 協議会には、第3条に定める地区協議会ごとに、役員として、会長1名、副会長2名及び幹事3名を置くものとする。

2 前項に規定する役員以外に、顧問、相談役等を委嘱することができるものとする。

本条…一部改正〔平成7.3公委規程1〕

(協議会運営の留意事項)

第14条 協議会は、法第108条の30第2項及び規則第12条に定める事業の運営に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 推進委員の活動の方針を定めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、警察署長と緊密な連絡をとらなければならない。
- (2) 各推進委員の担当地区を設定する場合には、交番及び警察官駐在所の所管区の範囲その他地域における諸事情を勘案しなければならない。

- (3) 推進委員の活動に必要な資料及び情報については、適当な方法で推進委員に伝達するなど、有効な活用に努めなければならない。
- (4) 推進委員がどのような活動を行い、どのような効果を挙げているのかを広報宣伝し、推進委員の活動についての地域住民の理解を深め、その協力等が得やすくなるよう努めなければならない。
- (5) 推進委員がその活動を行うに当たって使用する資器材については、管理台帳を作成し、管理に問題がないように配慮しなければならない。

本条…一部改正〔平成6.9公委規程8、10.6公委規程3〕

(意見の申出)

第15条 協議会は、法第108条の30第3項の規定により、公安委員会及び当該協議会に係る区域を管轄する警察署長に対して、次に掲げる事項等について必要な意見を申し出ることができる。

- (1) 推進委員に対する講習又は研修の内容等、使用する資器材その他推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うに当たって必要と認められる事項
- (2) 推進委員がその活動を通じて把握した地域における交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項

2 意見の申出は、意見申出書（別記様式第7号）をもって行うものとする。

本条…一部改正〔平成10.6公委規程3〕

(報告又は資料の提出)

第16条 公安委員会は、規則第14条に基づいて必要があると認めるときは、協議会に対し、次に掲げる事項に関して報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

- (1) 法第108条の30第2項、第3項及び規則第12条に規定する業務の実施状況
- (2) 役員選任の状況
- (3) その他会計の処理の状況等協議会の運営全般

2 報告又は資料の提出要求は、報告・資料提出要求書（別記様式第8号）をもって行うものとする。

本条…一部改正〔平成10.6公委規程3〕

(勧告)

第17条 公安委員会は、規則第15条に基づいて、前条第1項に定める事項につき改善が必要であると認めるときは、協議会に対し、勧告書（別記様式第9号）をもって勧告するものとする。

(表彰)

第18条 公安委員会は、推進委員又は協議会の活動が次の各号に掲げる基準に該当する業績のあったときは、当該推進委員又は協議会を表彰するものとする。

- (1) おおむね3期以上活動した者のうち、特に業績が多大であると認められる者
- (2) 特定の活動によって、社会的反響の大きい業績を挙げた者又は協議会

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日公安委員会規程第8号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成6年10月1日から施行する。ただし、〔中略〕第8条の改正規定は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月25日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月18日公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月14日公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月17日公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月23日公安委員会規程第5号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

本表…一部改正〔平成17.3公委規程1、9公委規程2、18.3公委規程1、29.3公委

規程 2]

協議会名	区分	活動区域	配置人員	
			小計	合計
佐賀地区交通安全活動推進委員協議会		佐賀南警察署管内	21人	41人
		佐賀北警察署管内	20人	
東部地区交通安全活動推進委員協議会		神埼警察署管内	7人	25人
		鳥栖警察署管内	18人	
唐津地区交通安全活動推進委員協議会		唐津警察署管内	25人	25人
西部地区交通安全活動推進委員協議会		伊万里警察署管内	13人	13人
南部地区交通安全活動推進委員協議会		武雄警察署管内	9人	23人
		鹿島警察署管内	14人	
中部地区交通安全活動推進委員協議会		小城警察署管内	11人	19人
		白石警察署管内	8人	
合計			146人	

別表 2（第10条関係）

本表…一部改正〔平成10.6公委規程 3〕、全部改正〔平成20.6公委規程 2〕、一部改正〔平成21.10公委規程 2、令和5.6公委規程 5〕

講習の実施基準

講習項目	講習内容	講習時間
1 道路交通の現状に関する知識	① 全国の交通死亡事故発生状況など交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。 ② 県内における交通死亡事故発生状況など交通情勢について説明し、県内における交通の安全と円滑を図る上での問題点を理解させる。	30分
2 道路交通関係法令の基礎的な知識	交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）に規定する事項を中心に、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する交通の安全と円滑に係る事項のうち、推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。	50分
3 推進委	① 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保	50分

員として の心構え	を図る上で推進委員が果たすべき役割について理解させる。 ② 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項等を十分に理解させる。 ③ 協議会及び佐賀県交通安全活動推進センターとの関係について説明し、理解させる。	
4 活動要 領	① 法第108条の29第2項第1号から第3号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分に説明し、理解させる。 ② 各活動に関する公安委員会の指導方針について周知徹底を図る。	50分
5 交通安 全教育の 実施要領	地域における住民に対する交通安全教育の重要性について説明し、年齢若しくは通行の態様又は業務の態様に応じ、段階的かつ体系的に技能及び知識を習得させるため、交通安全教育指針の内容を十分に理解させる。	50分

1 講習の目的

講習は、推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため推進委員に対し、推進委員としての基本的な事項を理解させることを目的とする。

2 講習計画

講習は、あらかじめ講習計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 講習の方法

講習は、講習用に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

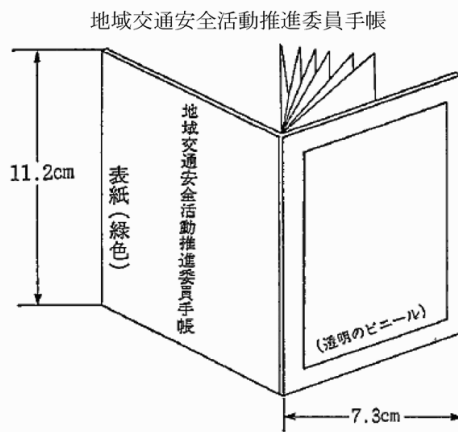
講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

別記様式第1号

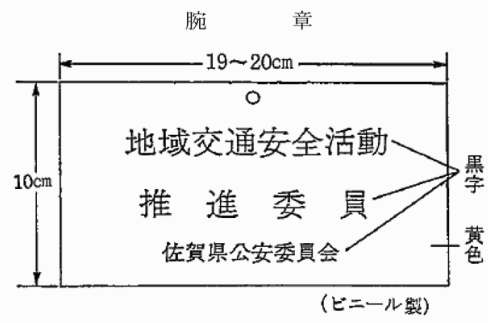
辞 令

(氏名)	様
道路交通过法第108条の29第1項の規定に基づき 地域交通安全活動推進委員に委嘱します。	
年 月 日 佐賀県公安委員会	

別記様式第2号

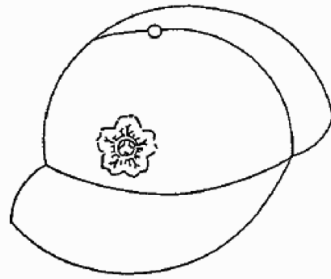


別記様式第3号



別記様式第4号

帽子



別記様式第5号

通 知 書

文 書 番 号

年 月 日

(氏名) 殿

佐賀県公安委員会

道路交通法第108条の29第5項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員を解嘱する
予定であるので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関
する規則第10条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1 解嘱の理由

2 弁明を聴く日時及び場所

(注) 上記の日時に上記の場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで解嘱
する場合がありますので、やむを得ない理由により出頭することができないとき
は、 月 日までに、担当
(電話)に連絡してください。

別記様式第6号(その1)

辞 令

(氏名)	(現職名) 地域交通安全活動推進委員
(発令事項) 道路交通法第108条の29第5項第 号の規定により 地域交通安全活動推進委員を解嘱します。	
年 月 日 佐賀県公安委員会	

別記様式第6号(その2)

辞 令

(氏名)	(現職名) 地域交通安全活動推進委員
(発令事項) 地域交通安全活動推進委員の辞職を承認します。	
年 月 日 佐賀県公安委員会	

別記様式第7号

意 見 申 出 書

文 書 番 号
年 月 日

佐 賀 県 公 安 委 員 会
警 察 署 長 殿

地区地域交通安全活動推進委員協議会
会長

道路交通法第108条の30第3項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動に
関して次のとおり意見を申し出ます。

記

1 意見の内容

2 理由

3 参考資料

報告・資料提出要求書

文 書 番 号
年 月 日

地区地域交通安全活動推進委員協議会

会長

殿

佐賀県公安委員会

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第14
条の規定に基づき、次のとおり 報 告
資料の提出 を求めます。

記

1 報告を求める事項

2 提出を求める事項

3 期限

年 月 日まで

勸告書

文書番号
年 月 日

地区地域交通安全活動推進委員協議会

会長 殿

佐賀県公安委員会

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第15条の規定に基づき、次のとおり勧告します。

記

1 改善すべき事項

2 理由

3 改善の実施期限

年 月 日

別記様式第 1 号

本様式…全部改正 [令和5.6公委規程 5]

別記様式第 2 号

別記様式第 3 号

別記様式第 4 号

別記様式第 5 号

本様式…一部改正 [平成10.6公委規程 3]

別記様式第 6 号(その 1)

本様式…全部改正 [令和5.6公委規程 5]

別記様式第 6 号(その 2)

本様式…全部改正 [令和5.6公委規程 5]

別記様式第 7 号

本様式…一部改正 [平成10.6公委規程 3]

別記様式第 8 号

別記様式第 9 号